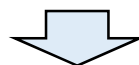


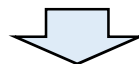
「(仮称)長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例」の制定及びパブリックコメントの実施について

環境部環境保全温暖化対策課

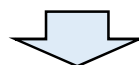
- ・2012年に固定価格買取制度(FIT)が導入され、太陽光発電施設が急速に普及
- ・一方で、施設の設置に当たり近隣住民等とトラブルになるケースも発生



- ・2015年9月、野立ての太陽光発電施設の設置について、設置が円滑に進められることを目的として、「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定
- ・2017年7月、ガイドラインを一部改定(抑制区域及び届出拡大区域の設定)



- ・2015年9月のガイドライン導入以降、届出対象外となる施設について、設置前の相談が増加
- ・設置の多数を占める主に49.5キロワットの施設について、地域住民に十分な周知がされないまま、設置計画が進み、住民の不安や不満を生じている。
- ・届出拡大区域である砂防指定地・地すべり防止区域・土砂災害危険箇所等における設置が増加
- ・2020年7月、ガイドラインの在り方について、長野市環境審議会に諮問



- ・2020年8月、太陽光発電設備の設置を推進するとともに、住民との調和が図れる規制強化が必要であることから、条例化すべきとの見解が示される。

2 他市の条例等の制定状況(令和2年2月20日現在)

【中核市57市】

条例 5市(前橋市、高崎市、大津市、西宮市、和歌山市)
ガイドライン 2市(盛岡市、福島市)

【長野県下18市】

条例 2市(上田市、茅野市)
ガイドライン 10市(小諸市、佐久市、東御市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、松本市、
塩尻市、飯山市)

3 現行ガイドラインについて

主な内容

1. 関係法令遵守
2. 抑制区域の設定
 - ①設置が適当でないエリア(レッドエリア)
 - ②設置に慎重な検討が必要なエリア(イエローエリア)
3. 市への届出
 - ①出力50キロワット以上
 - ②抑制区域のうち災害防止・森林機能保全区域の場合、出力20キロワット以上
(砂防指定地・地すべり防止区域・土砂災害危険箇所等)
4. 近隣住民への説明会の実施

○ガイドラインの条例化

太陽光発電設備の設置を推進するとともに、地域環境との調和が図れる規制強化を行う

① 届出対象の拡大

(現行: 定格出力50kW以上⇒**定格出力20kW以上**)

② 説明会を受ける対象者の範囲を拡大

(現行: 事業区域の隣接住民⇒**事業区域の境界から50メートル以内の住民等**)

③ 事前協議制度を新設

(現行: 規定なし⇒**砂防指定地等における事業及び事業区域の面積が3,000㎡を超える事業について事前協議制度を規定**)

④ 説明会における説明事項の明確化

(現行: 説明会等における事業内容の周知⇒**説明事項を具体的に規定**)

⑤ 隣接住民等と事業者との協議を新設

(現行: 規定なし⇒**隣接住民等からの意見に対する協議を規定**)

⑥ 勧告及び勧告に従わない際の公表等を新設

(現行: 規定なし⇒**実効性を担保する措置を規定**)

5 条例制定案(骨子)

条例の名称

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

目的

市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、地域との共生を図りながら、設置に適した場所への導入を促進し、もって災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成を図ることを目的とする。

○長野県は、気候非常事態を宣言し「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とする決意を表明しました。長野市は、県の宣言を受け、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることに賛同しましたが、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を推進する上で、太陽光発電設備は有効な手法であります。地域との共生を図りながら、設置に適した場所への導入を図るとともに、災害防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成につなげていくことを目的とします。

定義(届出対象の拡大、説明会を受ける対象者の範囲を拡大)

6

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるもの(営農型のものを含む。)
特定事業	太陽光発電設備を設置(設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。)する事業(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。)のうち、定格出力の合計が 20kW以上のも の
事業者	設置者(事業を自ら行う者又は事業の発注者)及び事業の施行者(設置者との契約により事業の施行を請け負う全ての者)
事業区域	特定事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)
隣接住民等	事業区域の境界から50メートル以内 の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住者、農林水産業を営む者並びに事業区域に係る行政連絡区の代表者

特定事業を出力20kW以上とする理由

○出力20kW以上の設備については、FIT法上で、事業者情報を示す標識の設置が義務付けられているなど、周辺への配慮が求められていることから20kW以上を対象とします。

隣接住民等の範囲を事業区域の境界から50メートル以内とする理由

○反射光・騒音ともに、50メートル以内における苦情が多く、50メートルを超えると件数は少なくなる傾向がみられます。(環境省調べ)

事業者の責務(配慮事項の明確化)

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観形成に十分配慮すること。
- (3) 隣接住民等との良好な関係に配慮すること。

○遵守すべき事項として、国のガイドラインに従って適切に発電事業を行う必要があることから大きく3つの要点について、十分配慮するように規定します。

※FIT法に基づく事業実施に当たっては、国が示す「事業計画策定ガイドライン」や「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」により、関係法令の遵守や周辺環境への配慮が求められています。

○太陽光発電設備の設置に当たっては、関連法令に基づく手続きが必須です。そのため、関係法令が遵守されているか、事前協議及び届出時に関係機関に意見照会や情報提供を行い、確認します。

次に掲げる特定事業をしようとする事業者は、特定事業に着手しようとする日の90日前までに、事業計画について市長と協議しなければならない。

(1) 次の区域で行う特定事業

ア 砂防指定地

イ 地すべり防止区域及びこれに準ずる区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域

エ 土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域

オ 保安林の区域

(2) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業

(環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例の対象規模の特定事業を除く。)

※事前協議

- (1) 事業者が事前協議書を市に提出
- (2) 市から関係機関への意見照会
- (3) 市の意見書を当該事業者へ送付

○特に配慮が必要と認められる区域(砂防指定地等)での太陽光発電設備の設置等に当たり、事前協議制度により、事前協議書の作成、市の意見書を通じて、事業者に配慮すべき事項を確認いただくとともに、必要に応じ、計画を見直す時間を確保し、隣接住民等に配慮した事業計画とします。※事前協議に提出いただく詳細な書類は、別途規則で定めます。

○長野市自然環境保全条例では、自然環境保全地域内における3,000平方メートルを超える開発行為は事前に自然環境影響調査が必要であることなど、大規模な開発について一定の配慮が求められていることから、3,000平方メートルを超える特定事業について事前協議の対象とします。

事業者は、特定事業に着手しようとする日の60日前までに、隣接住民等に対して次に掲げる事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (6) 資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 市の意見書への対応(事前協議の対象となる特定事業に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める事項

事業者は、隣接住民等への説明会を開催したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

※隣接住民等

- (1) 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住者、農林水産業を営む者
- (2) 事業区域に係る行政連絡区の代表者

○説明会における説明事項を明記することで、隣接住民等に対する十分な説明の場を確保し、地域と共生の図られた特定事業となるように誘導します。

隣接住民等は、説明会を開催した事業者に対し、当該説明会が開催された日から起算して10日を経過する日までの間に、事業計画に関して意見書を提出することができる。

事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

事業者は協議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

○特定事業の実施に当たっては、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することが重要であることから、説明会における説明に加えて、隣接住民等から意見書を提出することができることとし、事業者は、その意見に対して、協議することとします。

特定事業の届出(届出対象の拡大)

事業者は、特定事業に着手しようとする日の30日前までに、特定事業の計画書、説明会の開催報告書及び隣接住民等との協議結果報告書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

○事前協議、説明会の開催、隣接住民等との協議を経た上で、事業者は、特定事業(太陽光発電設備を設置する事業のうち、定格出力の合計が20kW以上のもの)の計画について市長に届け出るものとし、

○関係法令等の手続報告書、説明会の開催報告書、隣接住民等との協議結果報告書などを基に、条例に基づく手続がなされているか確認します。

※詳細な届出書類は、別途規則で定めます。

事業者は、特定事業の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。当該特定事業を取り下げるときも、同様とする。

適用範囲

同一の事業者が、既に完了し、又は実施中の太陽光発電事業に係る土地に近接して太陽光発電事業を実施する場合について、一連の事業区域を構成することとなる場合には、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

設置者同士が親族の関係にあり、又は設置者の一方が法人であり、他の一方の設置者若しくはその親族が当該法人の役員に就任している場合については、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

○太陽光発電設備を分割して設置しようとする場合や設置者同士が親族の関係にある場合などについても適用対象とすることとします。

完了報告(追加)

事業者は、特定事業が完了したときは、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

○設置状況を詳細に確認するとともに、FIT法に基づく標識の設置や柵塀等の設置が適切に行われているか確認を行います。

報告の徴収及び立入調査(追加)

この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

勧告(追加)

次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事前協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 特定事業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

国又は県への報告(追加)

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国又は県に報告することができる。

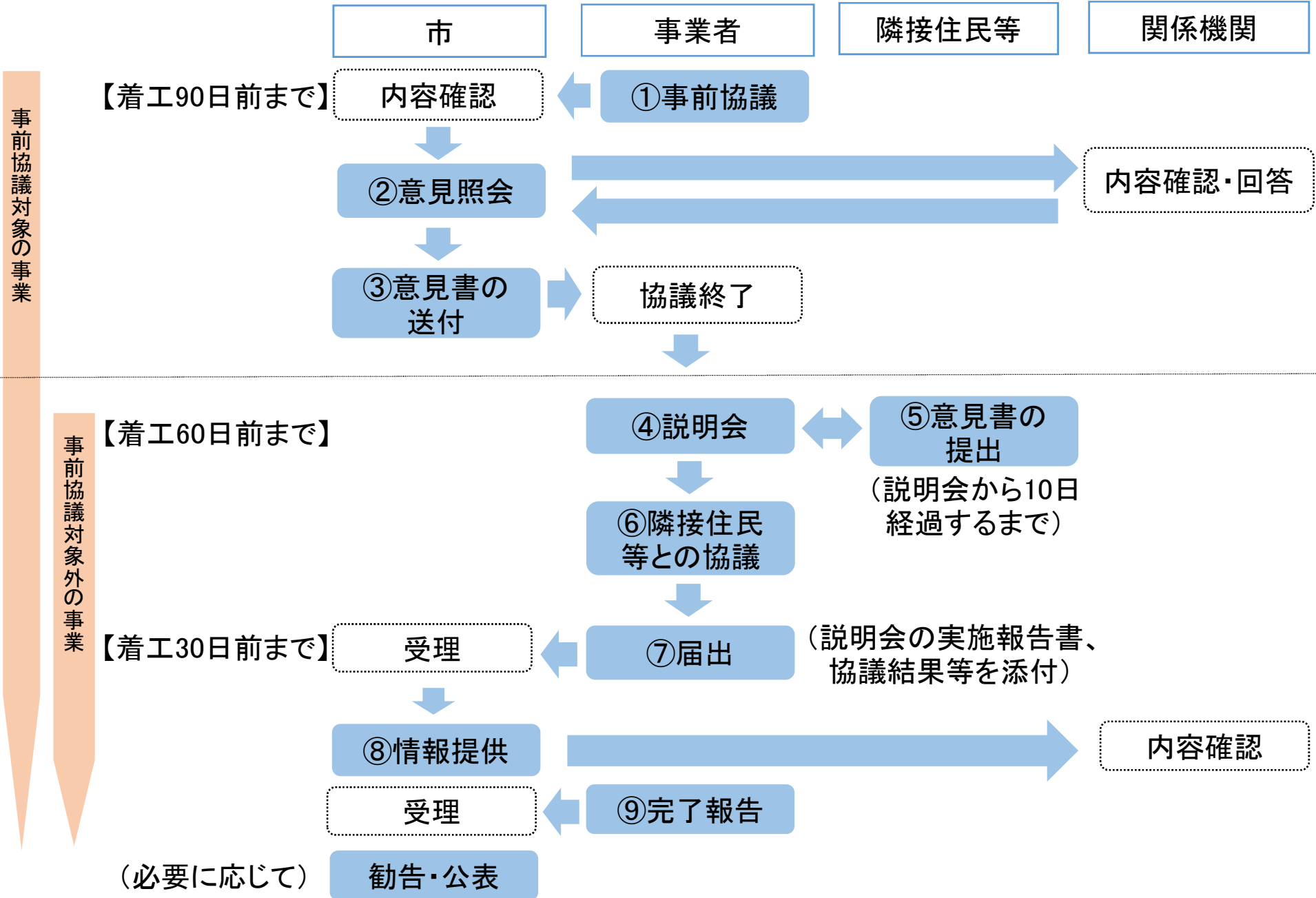
○公表や国への報告等により、FIT法に基づく事業認定を受けることができなくなったり、認定を受けた後でも、認定を取り消されることがあり、実効性が担保されることとなります。

○電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、太陽光発電設備の設置工事に関する保安業務を行っている長野県にも併せて報告を行います。

施行期日等

令和3年4月1日施行。現行のガイドラインの規定により届出がされ、令和3年4月30日までに太陽光発電設備の設置工事に着手している太陽光事業については、適用しない。

特定事業を行う場合のフロー



市民意見等の募集(パブリックコメント)について

募集期間	令和2年9月14日(月)～令和2年10月15日(木) (必着)
閲覧場所	市ホームページ、環境保全温暖化対策課、市役所行政資料コーナー、各支所
意見等の提出方法	所定の「意見・提案用紙」に必要事項を記入の上、閲覧場所へ提出 又は郵送、FAX、Eメールで環境保全温暖化対策課へ提出
提出先	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市環境部環境保全温暖化対策課 FAX:026-224-5108 電話:026-224-7532 Eメール:kankyo@city.nagano.lg.jp
意見等の公表	検討結果を市ホームページで公表

今後のスケジュール

令和3年(2021年)4月施行

16

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会等	(7/15) 審議会 ・諮問 (7/17) 専門部会 ・素案検討	(8/4) 専門部会 ・素案検討	市民意見募集(9/14~10/15) 		(10/19) 専門部会 ・答申案検討 (10/21) 審議会 ・答申案検討 (10/23) 答申				
部長会議	(7/1)	(8/19)		(10/27)					
議会	(7/7) 政策説明会	(8/25) 政策説明会			(11/5) 政策説明会	12月議会			
その他				広報ながの10月号(ハブコメ)	(11/4) 法規審査		 事前周知期間		